

「原発推進」と「脱原発」の溝問題 —市民が広範な問題の論点を議論し理解に繋がる法的制度が必要—

1. はじめに

原子力平和利用は、核反応利用に伴う科学・技術・社会・経済の現実と長期的見通しを総合的に認識し、資源、環境、持続可能性を俯瞰しバランスある洞察のもとに絶えずPDCAを回しながら進める必要があり、専門家が役割分担に応じて推進してきた。深層防護の安全設計手法で過酷事故は起きないように考え、その上で、過酷事故が起きた場合についても防災として考慮されているので万全との思いを共有していた。一般市民は広島、長崎の原爆被災の事実により刷り込まれた放射能恐怖心を抱きつつ原発の事故の報道とから、漠然とした不安を持ちながらも過酷事故は起きないと説得され信じてきた。福島第一原子力発電所の事故以前の国民意識調査が示す約7割の推進とほぼ同割合の不安の背景であった。

2011・3・11の過酷事故の衝撃により、全ての人々が事故とその影響に関する全貌を冷静に把握出来ず、国はすべての原発を停止させ、原発ゼロ政策に転換した。既存の原発には、新たに自然外力を見直し厳しい安全基準を設け審査作業

を行っているが、活断層に対する専門家間の議論もなく、また、安全を信じていた一般市民は、安全とは何か、放射線の健康影響の事実は何かについて共通の理解を得る前に感情的に原発ゼロとしている。この空気を敏感に察に結びつけ、自らの見識と信念のないポピュリズム政治家は国益より脱原発を旗印にしている。

国は、エネルギー政策における原子力利用に関して従来から国民の理解の重要性は繰り返し述べてきた。そして、今般、新たな「エネルギー基本計画」においても国民的対話の重要性が述べられ、これに対する原子力委員会の見解の中でも地域住民との信頼醸成のための情報共有と対話の取組も丁寧に進めるべきであるとしている。単なる原子力広報では国民の理解を得る対話はできず実効を伴ってこなかった事実を直視し抜本的対策が必要である。吉本隆明は、この事故は技術で乗り越えるべきと考えるが、国民一人ひとりへの問題として投げざるを得ないと述べている。しかし、国民が問題解決するには、必要なリテラシーが前提となるのでそれをどう実現するかが先決である。

2. 「原発推進」と「脱原発」の溝にある論点の対話

原子力平和利用を推進している人々は、資源、環境、持続可能性の観点で、化学反応利用文明から核反応利用文明への転換期と捉え、長期にわたる開発を科学・技術・経済を俯瞰し、リスク・ベネフィットを論拠に主張するが、全体の内容を市民レベルで理解することは困難であることがわかつている。「原発ゼロ」を発信する人々は、現実に起こった放射能恐怖を潜在的危険性として訴えれば、人間に本来的に備わっている防衛本能への共感が容易に得られる事を知っている。また、「限られた情報から素早く結論を引きだすという、生物として生存に不可欠な脳の働きによって、時には存在しないものを誤って検出し「見て」しまうこともある。」

(注1) ことから非合理的な主張を正義と思うこともありうる。

この溝を埋めるには、時間はかかるが幅広く共通の論点について対話し信頼を築きながら進めてゆく以外にない。関係する事柄に関して十分な情報を基に対話し、それぞれの価値観で納得する積み重ねである。偏向を本質とするマスメディアに事実に関する十分な情報を期待することはできない。論点としては、原子力の基礎的知識、世界のエネルギー需要動向、エネルギー資源の供給動向、環境負荷と地球温暖化、再生可能エネルギーの限界、エネルギー・ベストミックス、放射線の健康への影響等(注2)でありこれらをリスク・コミュニケーションとして公開で対話する法的な制度が必要と考える。

3. 市民社会が主体となって原子力平和利用の問題を考える制度

電力源の7~8割を原子力発電に依存する原子力先進国フランスの原子力施設立地地域では、事業者や住民代表をはじめさまざまな関係主体が参加した、地域情報委員会

(Commission Locale d'Information, 以下CLIと略記)が法的に位置づけられ、原子力利用に関わる幅広いセクターからの情報をもとにバランスあるコンセンサス醸成の場が設営されている。社会制度として原子力情報が提供され、議論され、国民的対話が日常化される仕組みが存在している(注3)。

実は、既に、CLIの事例を参考に、2003年2月に「福島県原子力発電所所在町情報会議」が、同年5月には「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」が発足しており、原子力委員会でも2006年と2008年に現地調査を行っていることから、こうした仕組みの有効性を検討し導入段階にあつたといえる。しかし、この仕組みをどう発展させるかについて議論されず、国内の一般社会でも認知されていない。

「福島県原子力発電所所在町情報会議」は、立地4町推薦の自治体・商工関係者と両発電所長が参加し福島第一原子力

発電所および福島第二原子力発電所の業務運営に関する情報を公開し確認する会議であり2011・2・18まで33回実施されているが内容としては、事業者側からの広報活動の一環の域を出ていない。「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」は公益財団法人 柏崎原子力広報センターが事務局になり、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的としており、会議内容、配布資料がホームページ(<http://www.tiikinokai.jp/area/index.html>)で閲覧できる。2014・1・8に第127回目を実施している。前者に比してより充実しているが、それでも発電所の運営監視に重心があり、様々な原子力利用について対話する場ではなく、ホームページの問い合わせも機能しておらず、対話を通じての地域市民のリテラシー向上を目指しているとは言えない。

国民レベルで原子力平和利用を自らの問題として考えるために、市民を代表する然るべき関係のセクターが事実に基づき公開で対話する法的な制度とするために上記2例の実績とフランスのCLIを基にして有効な制度を実現する必要がある。

4. CLIについて

フランスでは、1970年代末頃から、原子力施設立地地域において、運転情報の提供のあり方を改善するために委員会を設置しようという動きが見られ、1981年にラアーグ再処理施設の立地地域に「ラアーグ施設特別常任委員会」が設立された。同年に100万KW以上の出力を有する発電所（原子力に限らず火力や水力なども含む）や使用済燃料の再処理施設等、大規模なエネルギー関連施設の立地地域において、CLIの設置を奨励する通達が出された。

この通達を受けて、2011年までに民生用施設に関するCLIがフランス全土で約30、軍事用施設に関するCLI（CIと呼称）が15程度存在する。しかし、この通達ではCLIの設置推進と活動内容等を規定しているが、CLIの存在自体に法的根拠は与えられておらず、また財源も保証されていなかったため、地域によってCLIの活動内容には大きな差が見られた。2006年6月13日、原子力安全及び透明性に関する法律第22条によって「事業活動の継続的な評価や情報の周知、原子力安全・放射線防護・公衆及び環境への影響に関する協議」を目的とすることが明示され、CLIの存在や諸活動は法的根拠を持つ公的な制度として位置づけられた。具体的な財源の負担比率や参加メンバーの構成比率等は、2008年5月12日具体的に規定され、また活動内容も明確になった。

フランスの規制機関は、2002年2月、原子力安全規制の改革により、従来の原子力施設安全局と電離放射線防護庁の規制部門等を統合した原子力安全・放射線防護総局が設立され、さらにその支援組織として、放射線安全・防護研究所が設立された。さらに原子力透明化法により、原子力安全・放射線防護総局と全国の地方原子力安全局が統合され、新たに原子力安全規制機関が設立された。原子力安全規制機関は大統領府の下に置かれ、大統領任命3名、両院議長任命各1名の、計5名の委員と原子力安全規制機関に対する助言組織として四つの諮問委員会（原子炉、発電所及び研究所、放射線廃棄物、輸送）が、さらに技術支援組織として、従来の原子力安全防護

研究所と電離放射線防護庁の調査研究部門を統合して設立された新原子力安全防護研究所がある。行政レベルの諮問機関としては、原子力安全・情報最高会議および基礎原子力施設省間委員会がある。また、原子力安全規制機関の安全規制活動は、議会科学技術選択評価局により監督されている。議会科学技術選択評価局は、議会内部の議員代表部に設置された組織であり、原子力に限らず科学技術に関する案件をひろく扱うテクノロジー・アセスメント機関としての性格を有している。このように、行政のみならず、議会も原子力安全規制に関与することが、原子力透明化法による制度改革の一つの特徴である。

原子力透明化法では、「CLIの構成は、当該地域選出の国會議員あるいは地方議会議員、環境保護団体、労働組合及び医療等の専門家とする」とあり、具体的な構成比率が規定されている。また原子力安全規制機関、関係省庁及び事業者も会議に参加することができ、発言権を有しているものの、決定に関与する権限はない。民生用CLIの責任者は立地県の県議会議長が、軍事用施設に関するCIの責任者は立地県の県地方長官が、それぞれ務めることとされている。原子力透明化法では、メンバーの少なくとも50%を地方議員でなければならないと定めている。当該CLIに關係する県やコムューンの数が多い場合には、各地方団体の議員をそれぞれ一定数参加させる必要があるため、結果的に地方議員の比率が50%を上回ることもある。地元の環境保護団体からの参加者の比率、当該原子力施設の労働組合からの参加者の比率、有識者の比率はそれぞれ全メンバーの10%以上と定められている。立場や主張の違うさまざまなステークホルダーが会議の場に参加し意見を交換しあうことが重要で、当事者間で認識が共有される。また、内容によっては海外の専門家を招聘することもある。有識者の役割は、原子力安全規制機関や事業者から情報を受けた際に専門知識を用いて技術的な議論を行ったり、参加メンバーの理解を助けたりすることに加え、CLIが独自に調査を行う場合に中心的役割を果たす。

5. おわりに

原子力平和利用はすでに60年を経て、軽水炉技術は、事故を経験しながらも、克服しつつ成熟技術になっている。しかし、本来の高速炉を中心とする原子燃料サイクルの確立までには、まだ長期の研究開発と実績の積み重ねが必要である。福島第一原子力発電所事故の教訓の一つとして重要なことは、原子力利用に即した国民的レベルでのリテラシーの未熟

さである。リスクコミュニケーションの結果、自ら考え、知識不足のゆえの感傷的原発ゼロであったと述懐する大学生の事例から、他のエネルギー源との比較考量に必要なリスク認識やエネルギー基本計画策定にあたっての俯瞰的議論を社会に浸透させる仕組みは是非必要である。原子力利用社会の成熟を原子力先進国（フランス、アメリカ）の制度的仕組みから学ぶべき点は多い。

注1：「日経サイエンス」2014.02 vol.44 No2 036特集「だまされる脳」

注2：・「保全の潮流」18号「保全学の第一法則「社会ニーズ」再確認の必要性—原子力利用社会再構築のために—」2013/2/15

・同27号「環境リスク最小化—放射線の安全基準適用について保全学から考える—」2013/6/12

・同31号「草の根リスク・コミュニケーションの話題—放射線被ばく限度の考え方と直感—」2013/9/25

・IOJだより第90号「みんなが知りたい“脱原発Q&A”」

http://ioj-japan.sakura.ne.jp/xoops/download/iojtayori_90.pdf

・アゴラ言論プラットフォーム（益田恭尚）

<http://agora-web.jp/archives/1579753.html>

<http://agora-web.jp/archives/1579754.html>

・「放射線の正しい知識を普及する会」

<http://s-radiation.info/>

注3：「日本原子力学会会報」9巻4号「フランス地域情報委員会の原子力規制ガバナンス上の役割」菅原慎悦、城山英明

[保全学会会員 出澤 正人]